

時間帯別 A 契約
(選択約款)

令和2年4月1日実施

松 栄 ガ ス 株 式 会 社

目次

1. 選択約款の変更	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の締結.....	2
5. 使用量の算定.....	2
6. 料金.....	2
7. 単位料金の調整	3
8. 需給契約の精算額.....	3
9. 名義の変更.....	4
10. 契約の変更または解約	4
11. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額の差額精算.....	4
12. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額.....	5
13. 緊急調整時の措置.....	5
14. その他.....	5
付 則	6
1. 本選択約款の実施期日	6
別 表	7
1. 料金及び消費税相当額の算定方法	7
2. 料金表	7

平成29年	4月	1日	制定
令和元年	10月	1日	改定
令和2年	4月	1日	改定

1. 選択約款の変更

- (1) 当社は、当社が定める託送供給約款またはガス小売供給約款を変更した場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合その他相当な事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の定めにしたがい、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
- ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページでの開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3) 「最大需要期」とは、12月分から3月分までの4か月の期間をいいます。
- (4) 「契約最大需要期使用量」とは、契約で定める最大需要期の契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。（小数点以下切捨て）

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (6) 「定時」とは、最大需要期における毎日の午後6時から午後9時までをいいます。
- (7) 「定時使用量」とは、定時における使用量をいいます。
- (8) 「契約最大時間流量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。（小数点以下切捨て）
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (11) 「単位料金」とは、7に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (12) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

3. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことが

できます。

- (1) 定時使用量が1日の使用量の20パーセント以下であること。
- (2) 当該のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (3) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

- (1) お客様は、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客様は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき機器の規模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大時間流量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約最大需要期使用量
 - ④ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) (3)にもとづき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明における更新後の契約期間は、当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

5. 使用量の算定

- (1) 当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。定時使用量及び最大時間流量は、原則として負荷計測器により算定いたします。（負荷計測器本体は当社（導管部門）負担とし、取付関係工事費はお客様負担とします。）ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社（導管部門）とお客さまとの協議によってその月における定時使用量及び最大時間流量を算定いたします。
- (2) 当社（導管部門）は、原則として毎月末日に検針を行い、検針によって計量した使用量を、すみやかにお客様に通知するものとします。ただし、月末日が当社の休日に当たる場合は、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する場合があります。この場合、月末日に検針したものとして取り扱います。

6. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の日の翌日から起算して31日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期限経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の

場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回るまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(5)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

- (2)(1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格(トンあたり)

34,700円

②平均原料価格(トンあたり)

別表1(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9608$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0513$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の店口に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

8. 需給契約の精算額

需給契約に関する精算額は、年間負荷率未達精算額、契約最大時間流量超過精算額および定時使用量超過精算額とし、当社は、当該精算額を、原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。

(1) 年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率 [(年間の1か月あたり平均実績使用量/最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100 (小数点以下切捨て)] が、75パーセントに満たさない場合には、当社がやむを得な

いと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間} \\ \text{使用量および各月の単位料金に} \\ \text{基づいて算定したガス小売供給} \\ \text{約款に定める料金（早収料金）} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該契約年度における実績月間} \\ \text{使用量および各月の単位料金に} \\ \text{基いて算定した時間帯別A契約} \\ \text{料金（早収料金）相当額の合計額} \end{array} \right)$$

(2) 契約最大時間流量超過精算額

最大需要期において、最大の1時間あたりの使用量が契約最大時間流量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{最大の} \\ \text{1時間あたり} \\ \text{使用量} \end{array} - \begin{array}{l} \text{契約最大} \\ \text{時間流量} \\ \times 1.05 \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金相当} \\ \text{単価} \times 1.1 \end{array} \times 12$$

ただし、需給契約に定める現契約期間中に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

(3) 定時使用量超過精算額

当社は、定時使用量が1日の使用量の20パーセントを超えた日がある場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、各月ごとに次の算式によって算定する金額を限度とし、定時使用量超過精算額といたします。

$$\text{定時使用量超過精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量及び単位料金} \\ \text{に基づいて算定したガス小売供給} \\ \text{に定める（早収料金）相当額} \end{array} \right) \times 1.03 - \left(\begin{array}{l} \text{当該月の実績使用量及び単位料金} \\ \text{に基づいて算定した時間帯別} \\ \text{A契約料金（早収料金）相当額} \end{array} \right)$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変動がある場合、もしくは1（1）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。なお、契約を変更する場合は当社と協議の上、当該契約内容を定めるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合及び8の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額の差額精算

契約期間中において契約の変更または解約が生じた場合であって、変更月または契約月以前に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、精算額算定式のうち

「12」とあるのを「契約開始月から解約月までの月数」として精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てます。ただし、10(1)の規定による契約の変更または解約であって当社がやむを得ないと判断した場合以外、もしくは10(2)の規定による契約の解約であってお客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大時間流量超過精算額の差額精算は行いません。

1.2. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、10(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは10(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合は、当社は次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{契約中途解約} \\ \text{精算額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大時間流量それまでの契約機器定格流量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\left[\begin{array}{c} \text{契約中途解約} \\ \text{精算額} \end{array} \right] = \left[\left[\begin{array}{c} \text{前契約の1か月当} \\ \text{たりの基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{新契約の1か月当} \\ \text{たりの基本料金} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

1.3. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、8の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

$$(1) \quad \frac{\text{定額基本料金割引額}}{\text{定額基本料金}} = \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

$$(2) \quad \frac{\text{流量基本料金割引額}}{\text{流量基本料金単価}} = \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{調整時間}} \times \frac{1 \text{時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

1.4. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和2年4月1日から実施いたします。

別 表

1. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた値といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) (1) から (3) の定めを算式に表すと以下のとおりです。

$$\text{早収料金} = \text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

$$\text{① 早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{② 遅収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

- (1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	17,600.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

- (2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき	1,045.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	82.74円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。